

14 警察・司法及び消防

1 刑法犯罪並びに特別法犯の認知・検挙件数及び検挙人員(年間)

		認知							(単位:件)
年次		刑法犯							特別法犯
		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	
平成	26	285	2	15	199	10	1	58	－
	27	265	3	27	176	12	2	45	－
	28	250	1	24	173	7	3	42	－
	29	250	2	17	168	12	1	50	－
	30	172	0	17	115	4	0	36	－

		検挙件数							(単位:件)
年次		刑法犯							特別法犯
		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	
平成	26	224	1	17	186	9	1	10	30
	27	136	－	20	94	7	1	14	25
	28	98	2	23	51	5	2	15	16
	29	202	4	18	139	13	2	26	29
	30	62	0	17	35	7	0	3	21

		検挙人員							(単位:人)
年次		刑法犯							特別法犯
		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	
平成	26	88	1	20	44	8	1	14	33
	27	84	－	20	47	5	1	11	22
	28	79	1	24	31	4	2	17	14
	29	73	4	17	40	3	1	8	25
	30	57	0	20	25	8	0	4	21

- 注) 1. 上郡町を含む。
2. 交通事故に係る業務上過失致死傷を除く。
3. 「凶悪犯」とは、殺人、強盗、放火、強姦
4. 「粗暴犯」とは、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
5. 「窃盗犯」とは、侵入盗、乗り物盗、非侵入盗
6. 「知能犯」とは、詐欺、横領、偽造、汚職、背任、あっせん利得処罰法
7. 「風俗犯」とは、賭博、わいせつ
8. 「認知」とは、犯罪について被害の届出若しくは告訴、告発を受理し、またはその他の端緒によりその発生を確認することをいい、認知件数は、対象期間中に警察が初めて認知した発生事件の件数をいう。(発生地主義)
9. 「検挙」とは、犯罪について被疑者を特定し送致・送付または懲罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。「検挙件数」及び「検挙人員」は、事件発生地のいかんにかかわらず実際に検挙した警察署を基準に計上されている。(検挙地主義)

2 少年刑法犯(犯罪少年・触法少年)(年間)

(単位:人)

種 別	平 成 2 6 年		平 成 2 7 年		平 成 2 8 年		平 成 2 9 年		平 成 3 0 年	
	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年
総 数	21	-	17	3	15	-	11	-	2	0
凶 悪 犯	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0
粗 暴 犯	5	-	1	-	5	-	1	-	0	0
窃 盗	7	-	10	3	3	-	5	-	2	0
そ の 他	9	-	6	-	7	-	5	-	0	0

注)・触法少年とは、14歳未満の少年が刑罰法令に触れる行為をすること。

・上郡町を含む。

相生警察署調

3 少年ぐ犯・不良行為補導状況(年間)

(単位:人)

種 別	平 成 2 6 年	平 成 2 7 年	平 成 2 8 年	平 成 2 9 年	平 成 3 0 年
総 数	144	107	87	81	36
飲 酒	-	4	-	2	2
喫 煙	70	67	58	26	14
深夜はいかい	65	34	16	33	6
家 出	-	-	2	-	3
暴 走 行 為	-	-	-	9	2
そ の 他	9	2	11	11	9

注)上郡町を含む。

相生警察署調

4 交通事故件数及び死傷者数(年間)

年 次	交 通 事 故 件 数 (件)			死 傷 者 数 (人)		
	総 数	人 身 事 故	物 損 事 故	総 数	死 者	負 傷 者
平成 26	1,400	247	1,153	307	3	304
27	1,437	246	1,191	311	1	310
28	1,421	251	1,170	329	1	328
29	1,404	231	1,173	315	2	313
30	1,326	193	1,133	249	5	244

注) 上郡町を含む。

相生警察署調

5 不動産及びその他の登記件数(年間)

(単位:件)

年 次	土 地 ・ 建 物		船 舶		財 団 数	商号、未成年者、 後見人および 支配人の登記件数	各 種 法 人 件 数 (会 社 を 含 む)	
	件 数	個 数	件 数	個 数				
平成 26	33,028	76,377	－	－	1	※ 78	※	50,512
27	23,305	67,274	－	－	14	※ 76	※	79,958
28	25,144	66,047	－	－	2	※ 110	※	56,055
29	42,627	85,959	2	2	5	※ 94	※	57,458
30	27,879	66,803	－	－	－	※ 65	※	53,713

注) ・上郡町のほか赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町を含む。

・※印は、平成23年6月21日より神戸地方法務局法人登記部門で事務取扱いになったため県全体の数値である。

・平成23年6月20日までの、商号、未成年者、後見人および支配人の登記件数は 0件

各種法人件数(会社を含む)は 986件である。

神戸地方法務局調

6 消防署の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:人、台)

年 度	職員数 (消防吏員)	自 動 車									小型動力ポンプ
		総 数	消防ポンプ自動車 (水槽付含む)	は し ご 車	救 助 工 作 車	高 規 格 救 急 車	う ち 非 常 用	指 揮 車	広 査 報 察 車	そ の 他 車 両	
平成 26	40	11	2	1	1	3	1	1	2	1	3
27	40	11	2	1	1	3	1	1	2	1	3
28	34	11	2	1	1	3	1	1	2	1	3
29	34	11	2	1	1	3	1	1	2	1	3
30	34	10	2	0	1	3	1	1	2	1	1

注)職員数(消防吏員)は、再任用職員を除いた数値である。

相生消防署調

7 消防団の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:団、人、台)

年 度	分団数	非常備 団 員	自 動 車			
			総数	小型動力 ポンプ積載 車	消防ポンプ 自動車	団防災活動 車
平成 26	15	519	17	6	10	1
27	15	519	17	5	11	1
28	15	517	17	5	11	1
29	15	516	17	5	11	1
30	15	513	17	5	11	1

・平成27年度までは総務課調、平成28年度からは危機管理課調による。

市、危機管理課調

8 消防水利の状況(平成30年度末現在)

(単位:個所)

総 数	消 火 栓	防 火 水 そう
817	730	87

市、危機管理課調

9 火災状況（年間）

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
火災発生件数	総 数	9	16	12	11	8
	建 物	4	8	5	4	5
	林 野	1	1	2	2	－
	車 両	1	3	3	1	－
	船 舶	1	－	－	－	－
	そ の 他	2	4	2	4	3
焼損棟数	総 数	7	13	5	4	6
	全 焼	3	3	1	2	1
	半 焼	－	1	－	－	－
	部 分 焼	1	5	1	2	4
	ぼ や	3	4	3	－	1
焼損面積	建 物 (m ²)	186	320	82	292	6
	林 野 (a)	6	0	2	5	－
死傷者	死 者	－	－	－	－	－
	傷 者	1	3	1	1	2
損害額(千円)	総 数	47,735	36,346	2,221	9,267	319
	建 物	4,454	35,030	1,739	9,081	174
	林 野	4	－	－	－	－
	車 両	2,057	1,316	482	180	－
	船 舶	41,220	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	6	145

相生消防署調

10 原因別火災の発生件数(年間)

(単位:件)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総 数	9	16	12	11	8
た ば こ	－	－	1	2	1
焼 却 火	3	2	2	3	2
火 遊 び	－	－	－	－	－
コ ン ロ	1	2	1	－	1
ス ト ー ブ	－	1	－	－	1
そ の 他	3	8	3	4	3
放火(疑いを含む)	－	－	4	1	－
不 明	2	3	1	1	－

相生消防署調

11 救急車出動状況(年間)

(単位:件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	1,234	1,259	1,387	1,329	1,224
火災	－	1	4	5	3
自然災害	1	－	1	－	－
水難	2	－	－	1	3
交通事故	157	158	166	105	105
労働災害	16	12	16	8	9
運動競技	6	17	9	13	11
一般負傷	194	164	218	204	187
加害事故	8	6	4	5	4
自損行為	13	10	10	16	10
急病	748	793	847	838	782
その他	89	98	112	134	110

注)「その他」とは、転院搬送、不搬送事案等をいう。

相生消防署調